

平塚市バリアフリー基本構想

平成26年3月

平 塚 市

はじめに

我が国では少子高齢化が急速に進んでおり、本市においても、老年人口の割合が、平成 30 年には総人口の 25%以上になると予測されています。そのため、高齢者や障がいのある方々の移動の円滑化を図るなど、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることが急務となっています。



本市では、平成 17 年に「平塚市交通バリアフリー基本構想」を策定し、平塚駅周辺を重点整備地区に位置付け、駅北口駅前広場などのバリアフリー整備に努めてまいりました。その間、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正もあり、このたび「平塚市バリアフリー基本構想」を策定いたしました。本構想では、これまでの生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の見直しを行い、重点整備地区等におけるバリアフリー化の事業内容、また、「心のバリアフリー」の推進に向けたソフト面の取り組みなどについて定めております。今後、本構想の策定に参加・協力いただいた関係事業者や市民の方々との連携を強化しながら、バリアフリー施策のさらなる推進に取り組んでまいります。

最後になりましたが、まちの点検などにより貴重な御意見や御提案をいただいた「平塚市バリアフリー研究会」の皆さま、基本構想の策定に御尽力くださった「平塚市バリアフリー基本構想検討協議会」の皆さま、そして数多くの貴重な意見をお寄せいただいた市民の皆さまに心から御礼申し上げます。また、本構想の推進に向けて、関係事業者をはじめ、市民の皆さまの一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

平成 26 年（2014 年）3 月

平塚市長 落合克宏

目 次

基本構想

第 1 章 基本構想策定の趣旨.....	1
1.1 策定の背景.....	1
1.2 策定の目的.....	1
1.3 バリアフリー新法の仕組み.....	2
1.4 策定の意義.....	5
1.5 基本構想の位置付け.....	7
1.6 策定体制.....	8
第 2 章 平塚市バリアフリーの基本方針.....	9
2.1 目標年次.....	9
2.2 基本方針.....	10
第 3 章 重点整備地区の設定.....	11
3.1 重点整備地区等の設定の考え方.....	11
3.2 重点整備地区の設定.....	12
第 4 章 重点整備地区の現状と課題.....	13
4.1 重点整備地区の現状認識.....	13
4.2 バリアフリー研究会による点検調査.....	20
第 5 章 重点整備地区のバリアフリー化の方針.....	24
5.1 全体方針.....	24
5.2 個別方針.....	29
第 6 章 特定事業及びその他の事業について.....	34
6.1 公共交通特定事業.....	34
6.2 道路特定事業.....	35
6.3 路外駐車場特定事業.....	36
6.4 都市公園特定事業.....	37
6.5 建築物特定事業.....	37
6.6 交通安全特定事業.....	37
6.7 その他の事業.....	37
第 7 章 基本構想の推進に向けて.....	39
7.1 特定事業計画の作成.....	39
7.2 特定事業の実施.....	39
7.3 推進体制の整備.....	40
第 8 章 まちづくりへの展開.....	41
8.1 重点整備地区からの展開.....	41
8.2 バリアフリーからまちづくりへ.....	41

資料編

資料１：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本方針（平成 23年3月改正）の概要	42
資料２：平塚市バリアフリー研究会 点検ルート及びアンケート結果.....	44
資料３：まちづくり探偵団	47
資料４：平塚市バリアフリー基本構想策定に係わる主な取組み経緯	50



基 本 構 想

第1章 基本構想策定の趣旨

1.1 策定の背景

我が国では、本格的な超高齢社会を迎える中、ノーマライゼーションの理念に基づくまちづくりの一環として、特定建築物について「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律」（平成 6 年度施行、以下「ハートビル法」という）を施行し、建物や施設等のバリアフリー化を推進してきました。さらに、旅客施設を中心とした移動空間のバリアフリー化を推進するため「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年度施行、以下「交通バリアフリー法」という）の施行により、公共交通事業者や道路管理者が連携してバリアフリー化を推進するための基本構想を策定できることとなりました。

平成 18 年 12 月に、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という）が施行され、バリアフリー施策のより一体的・総合的な推進を図ることができるようになりました。

平塚市では、交通バリアフリー法の基本方針に基づき、平塚駅、周辺道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、平成 17 年に「平塚市交通バリアフリー基本構想」（整備目標年次平成 22 年）を策定し、駅周辺を重点整備地区に位置付け、整備の推進に努めてまいりました。

1.2 策定の目的

バリアフリー新法が施行されたこと、また、平成 23 年 3 月に国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、平成 32 年度末までの整備目標も示されたため、バリアフリー新法の基本方針に基づいた基本構想を策定し、一体的・総合的なバリアフリー化を図り、ユニバーサルデザイン※を取り入れた、社会的経済的に活力ある持続可能な社会の形成を目指すため「平塚市バリアフリー基本構想」を策定します。

また、この構想では、平塚駅を中心とした約 1 km の範囲において、高齢者や障がい者等※の方々が通常利用する生活関連施設（官公庁や福祉施設等）を含む地区を「重点整備地区」として設定し、この地区内におけるバリアフリー化のための方針や実施する事業等を定めます。

※ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

出典：障害者基本計画（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）

※「高齢者や障がい者等」の対象者として、怪我等による一時的な車いす・松葉杖使用者、妊婦、ベビーカー使用者等も含めています。

1.3 バリアフリー新法の仕組み

(1) バリアフリー新法の趣旨

この法律は、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とします。

ア 公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置



イ 一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置



図 1-1 ユニバーサル歩行空間ネットワークのイメージ（出典：国土交通省ホームページ）



(2) バリアフリー新法の基本的な仕組み

ア 基本方針の作成

主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めます。

- ・ 移動等円滑化の意義及び目標
- ・ 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針
- ・ 移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

イ 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特別特定建築物の建築主等は、新設等を行う一定の施設等には移動等円滑化のために必要な構造等の基準に適合させなければなりません。

ウ 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

- ・ 市町村による基本構想の作成

市町村は、基本方針に基づき「重点整備地区」について、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

- ・ 基本構想に基づく事業の実施

公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特別特定建築物の建築主等及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施します。

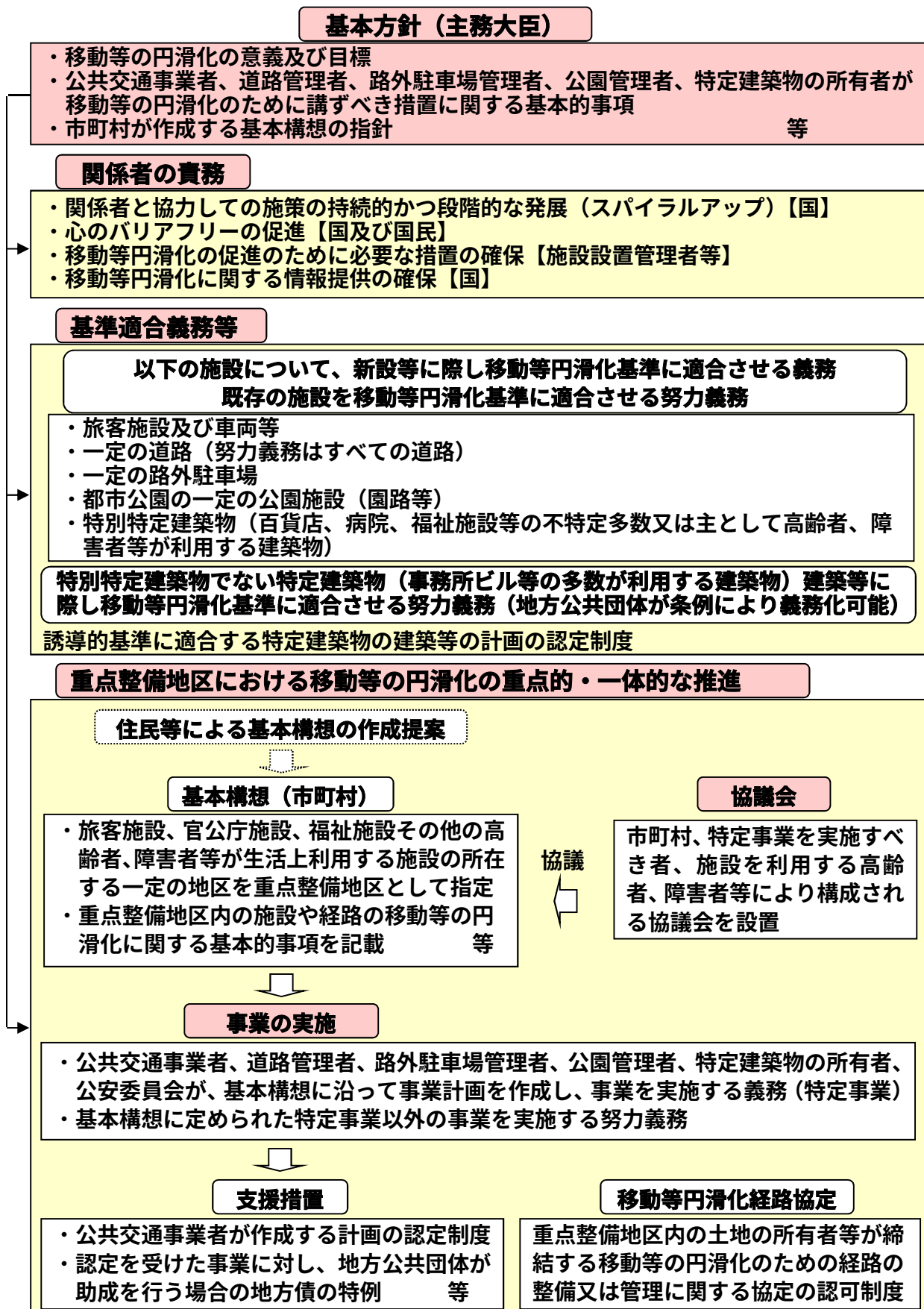


図 1-2 バリアフリー新法の仕組み

1.4 策定の意義

我が国では他に類を見ない少子高齢化がこれまで以上に急速に進むと予測されるとともに、地域経済の主な担い手である生産年齢人口が急速に減少すると予測されています。本市においても、老年人口の割合は平成 17 年（2005 年）の 17.6%から 5 年後の平成 22 年（2010 年）には 21.2%に増加しており、その後、平成 27 年（2015 年）には、23.2%になると予測されています。

また、老年人口の増加とともに障がい者人口も増加の傾向にあります。

高齢者や障がい者人口が増加することは、自ら自家用車などを運転し外出する人が減少するかわりにバスやシニアカー等での移動をする方が増えることが考えられます。

こうした社会的な背景の中で、基本構想に基づき施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を図ることによって、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化を通じて、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

（１）老年人口の推移

本市の人口は、これまで増加してきましたが、ここ数年では増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。

年齢別では、15 歳未満の年少人口は近年、微減傾向にあります。15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少傾向である一方、65 歳以上の老年人口は増加傾向で、平成 30 年には総人口の 25%以上となると予測されており、今後も少子高齢化が進展するものと考えられます。

表 1-1 平塚市の年齢別人口の推移（単位：人）

	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	計
平成 12 年	36,771	14.4%	182,194	71.6%	35,662	14.0%	6	254,633
平成 17 年	35,234	13.6%	178,112	68.8%	45,563	17.6%	49	258,958
平成 22 年	34,513	13.2%	171,018	65.6%	55,159	21.2%	90	260,780

（出典：国勢調査）

（２）身体障がい者人口の推移

本市の身体障がい者人口は、増加の傾向を示しており、平成 23 年度末で 8,079 人となっています。

障がいの種類別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部機能障がいとなっています。障がいの種類すべてで増加傾向にありますが、特に内部機能障がいの増加が顕著となっています。

表 1-2 平塚市の身体障がい者人口の推移（単位：人）

	肢体不自由		聴覚障がい		視覚障がい		言語障がい		内部機能障がい		計
平成 12 年度	3,328	57.4%	646	11.1%	522	9.0%	70	1.2%	1,232	21.3%	5,798
平成 17 年度	3,902	55.5%	721	10.3%	576	8.2%	91	1.3%	1,741	24.8%	7,031
平成 22 年度	4,304	53.9%	821	10.3%	604	7.6%	99	1.2%	2,160	27.0%	7,925
平成 26 年度 推計	4,910	54.3%	648	7.2%	852	9.4%	130	1.4%	2,509	27.7%	9,049

（出典：改定・平塚市障がい者福祉計画（第 2 期）、平塚市行政概要）

1.5 基本構想の位置付け

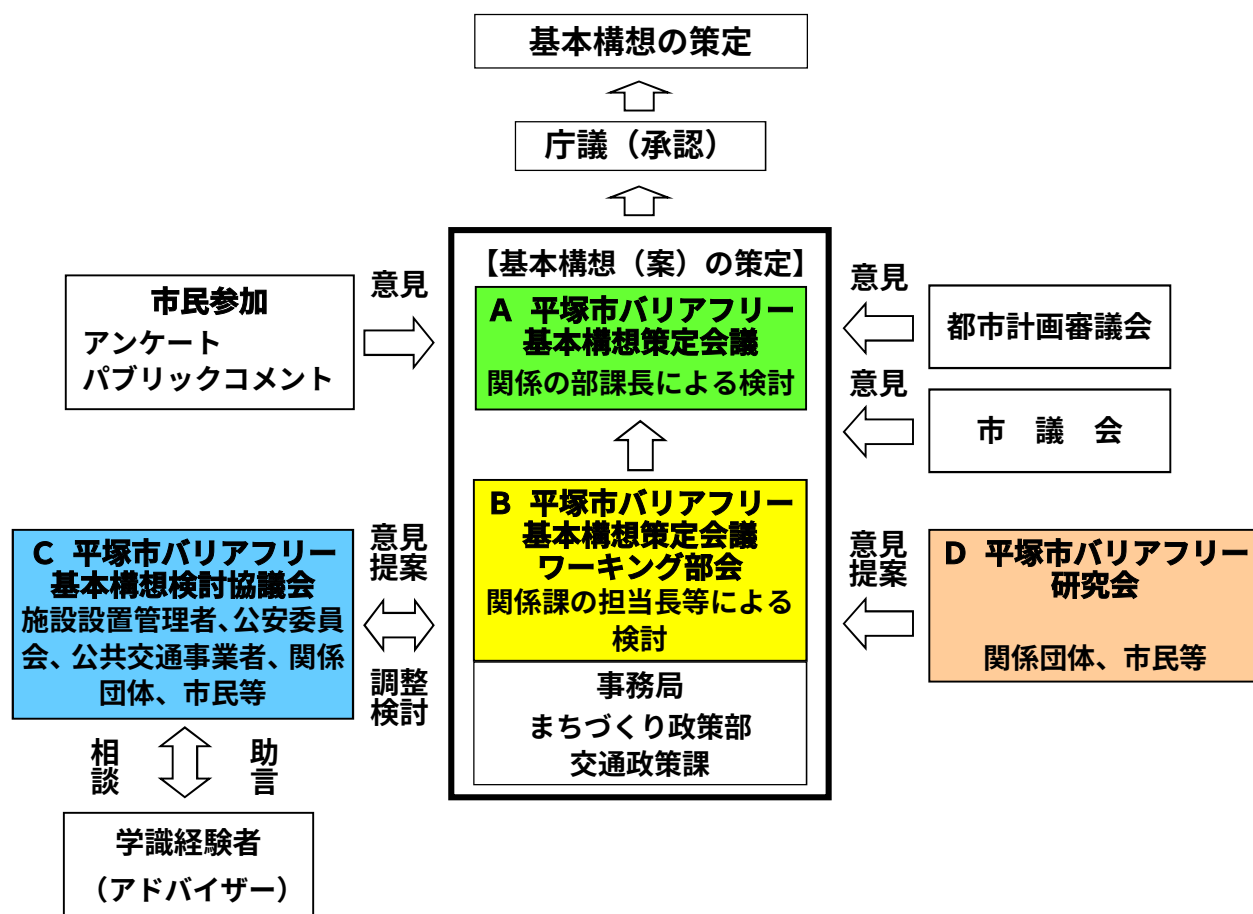
本構想は、バリアフリー新法の基本方針に基づき、平塚市の既往の上位計画や関連する計画等と整合を図り策定します。本構想の位置付けは、以下のとおりです。



図 1-3 バリアフリー基本構想の位置付け

1.6 策定体制

本構想は、次の4つの機関を設置し、市民、関係事業者、行政が連携して策定します。



A 平塚市バリアフリー基本構想策定会議

庁内関係課が連携し、検討協議会・研究会の提案を反映した基本構想案を策定する。

B 平塚市バリアフリー基本構想策定会議ワーキング部会

庁内関係課が連携し、検討協議会・研究会の提案を反映し、策定会議に諮る資料を作成する。

C 平塚市バリアフリー基本構想検討協議会

ワーキング部会で作成した資料について、調整・検討を行い、市へ意見・提案する。

D 平塚市バリアフリー研究会

高齢者や障がい者等の方とともに、市民の立場からバリアフリーを考え、市へ意見・提案する。

図 1-4 平塚市バリアフリー基本構想の策定体制

第2章 平塚市バリアフリーの基本方針

2.1 目標年次

バリアフリー新法第 3 条に基づく国の基本方針では、バリアフリー化の目標（旅客施設、車両、道路、公園、建築物等）を平成 32 年度末（2020 年度末）に設定しています。

平塚市バリアフリー基本構想は、国の設定した目標年度と整合を図り、平成 32 年度末を目標年次とします。

また、本基本構想においては、“心のバリアフリーの推進”など未来永劫取り組むべき施策を含むことや、中長期的な計画と一体となって計画的に推進する必要があるバリアフリー施策については、目標年次の平成 32 年度末（2020 年度末）以降も継続的に推進します。

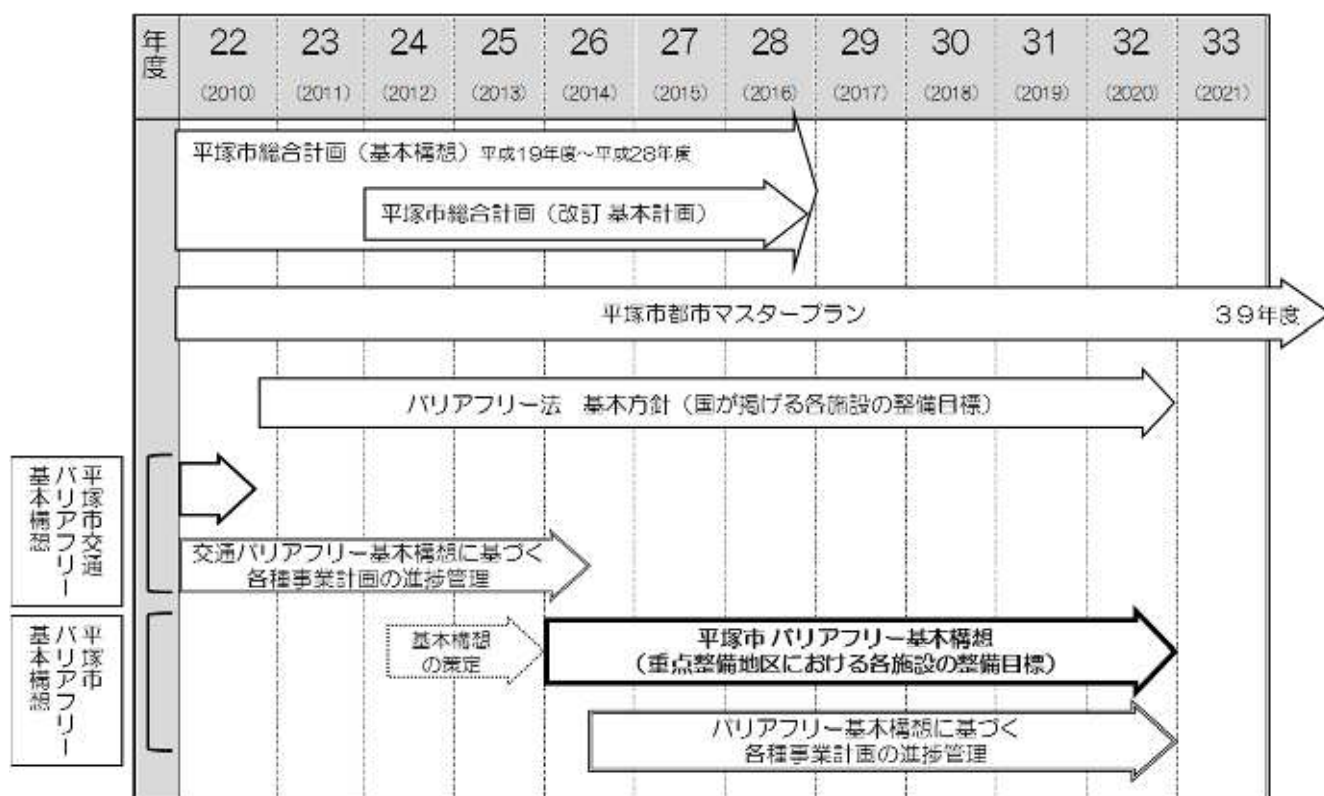


図 2-1 基本構想の目標年次について

※基本構想策定と各特定事業計画の開始時期にずれがあるのは、基本構想策定後、概ね1年以内に各事業者が事業計画を作成するため。

2.2 基本方針

上位計画、関連計画を受けて、国の基本方針と整合を図りながら、基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針 1 福祉のまちづくりモデル地区と交通バリアフリー基本構想の重点整備地区を基本として、新たな重点整備地区を設定します

市役所、文化施設、総合公園などの公共施設等が集まっている地区を対象とした福祉のまちづくりモデル地区と交通バリアフリー基本構想において定めた平塚駅周辺の重点整備地区を基本とし、さらにその周辺に存在する公共施設等への動線等を考慮した新たな重点整備地区を設定し、重点的なバリアフリー化を図ります。

基本方針 2 すべての人にやさしいまちづくりの推進

本格的な高齢社会の到来を見据え、基本方針1で設定した重点整備地区内にある不特定多数の人が利用する公共施設等と、その施設に関連する経路において、移動の安全性の確保と快適性の向上を図るため、道路、電車・バス・タクシーの車両等、建築物、公園、路外駐車場、その他移動経路に関する施設のユニバーサルデザインを取り入れた一体的なバリアフリー化を進めます。また、誰にでもわかりやすいサイン等を活用した情報提供施設の設置を進めます。

基本方針 3 心のバリアフリーの推進

誰もが高齢者、障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、日常生活のみならず災害時等にも自然に支え合うことができるようにするため、様々な機会を活用した教育活動や各種啓発活動により「心のバリアフリー」を推進します。

基本方針 4 事業内容の段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

基本構想について、地域の高齢者、障がい者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的な発展を図ります。また、継続的な状況把握のためにまちの点検を行い、事業内容の改善を図ります。

第3章 重点整備地区の設定

3.1 重点整備地区等の設定の考え方

重点整備地区及び主な経路等の設定の考え方を以下に示します。

- ①「平塚市民生活ガイドブック 2012」から平塚駅から徒歩圏（概ね 1 km 圏内）にある公共施設等を抽出
- ②バリアフリー研究会で整理（駅や周辺経路について課題や提案を整理）
- ③バリアフリー研究会委員に対するアンケート調査により、駅周辺の利用施設を確認
- ④上記以外に 駅周辺等において不特定多数の来訪が見込まれる施設について検討

「平塚駅との間や施設間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設、その他の施設」の決定。

平塚駅又は他の施設から、官公庁施設、福祉施設、その他の施設等に至る主な経路（主要動線）を設定。

駅周辺施設及び施設へ至る主な経路を含む地区を重点整備地区として設定。地区界については、街区や道路、河川等により整形した区域とします。

上記と共に平塚市福祉のまちづくりモデル地区と交通バリアフリー基本構想の重点整備地区を基本として、さらにその周辺にある公共施設等を考慮して設定します。

3.2 重点整備地区の設定

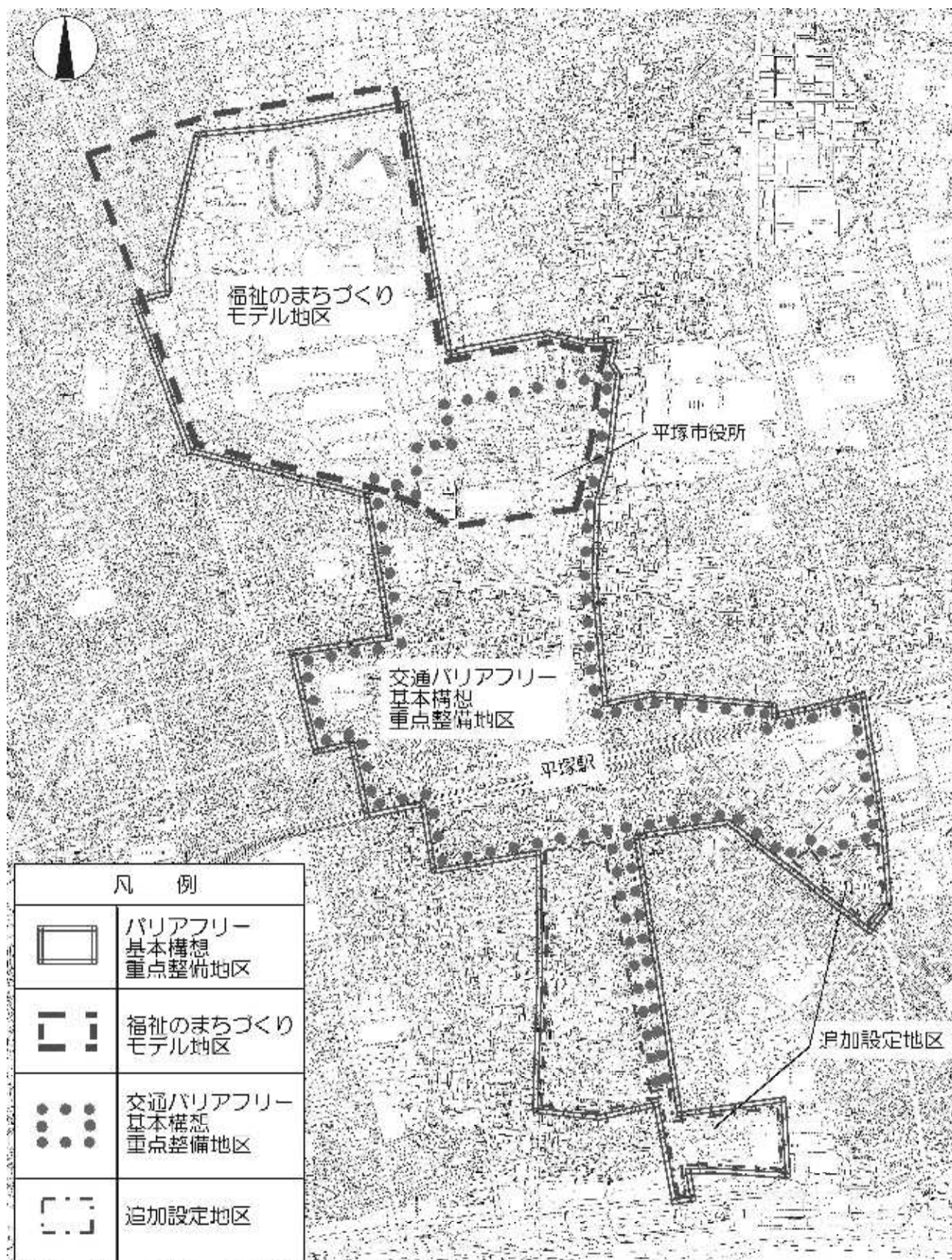


図 3-1 重点整備地区の設定

第4章 重点整備地区の現状と課題

4.1 重点整備地区の現状認識

(1) 地 勢

本市は、相模湾に臨む神奈川県中央南部の湘南地域の中心に位置しています。東は相模川をはさんで茅ヶ崎市と寒川町に、北は厚木市、伊勢原市及び秦野市に、西は中井町、二宮町及び金目川をはさんで大磯町に隣接しており、面積は 67.88km² です。

地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっています。

重点整備地区の区域は、概ね平坦な平野部に位置しています。

(2) 交通体系について

鉄道は、JR 東海道線が市南部の市街地中心部を東西に通っています。中央部には JR 東海道新幹線が通っていますが、鉄道駅としては JR 東海道線の平塚駅が唯一の駅となっています。

道路は、平塚駅を中心として国道 1 号、国道 129 号などの幹線道路が放射状に伸びているほか、自動車専用道路として国道 271 号（小田原厚木道路）が JR 東海道新幹線とほぼ平行して走っています。また、相模湾に沿って国道 134 号が通っており、これらの道路が一体としてネットワークを形成しています。

公共交通としてのバス路線は、市内の駅が平塚駅 1 駅しかないこと、駅を中心とした幹線道路網が放射状に形成されていることから、平塚駅に集中し、駅から郊外や近隣市へと分散しています。

また、バスと同様にタクシーも平塚駅に集中しております。

(3) 用途地域の状況

重点整備地区は、国道 1 号を挟んで商店街等の商業地域と市役所をはじめとする官公庁等行政施設が集積している地区や総合公園を含む地区の第一種住居地域、さらにこの 2 つの地区に囲まれた工業専用地域、及び平塚駅から海に向かう地区の第一種中高層住居専用地域の大きく 4 つに区分されます。

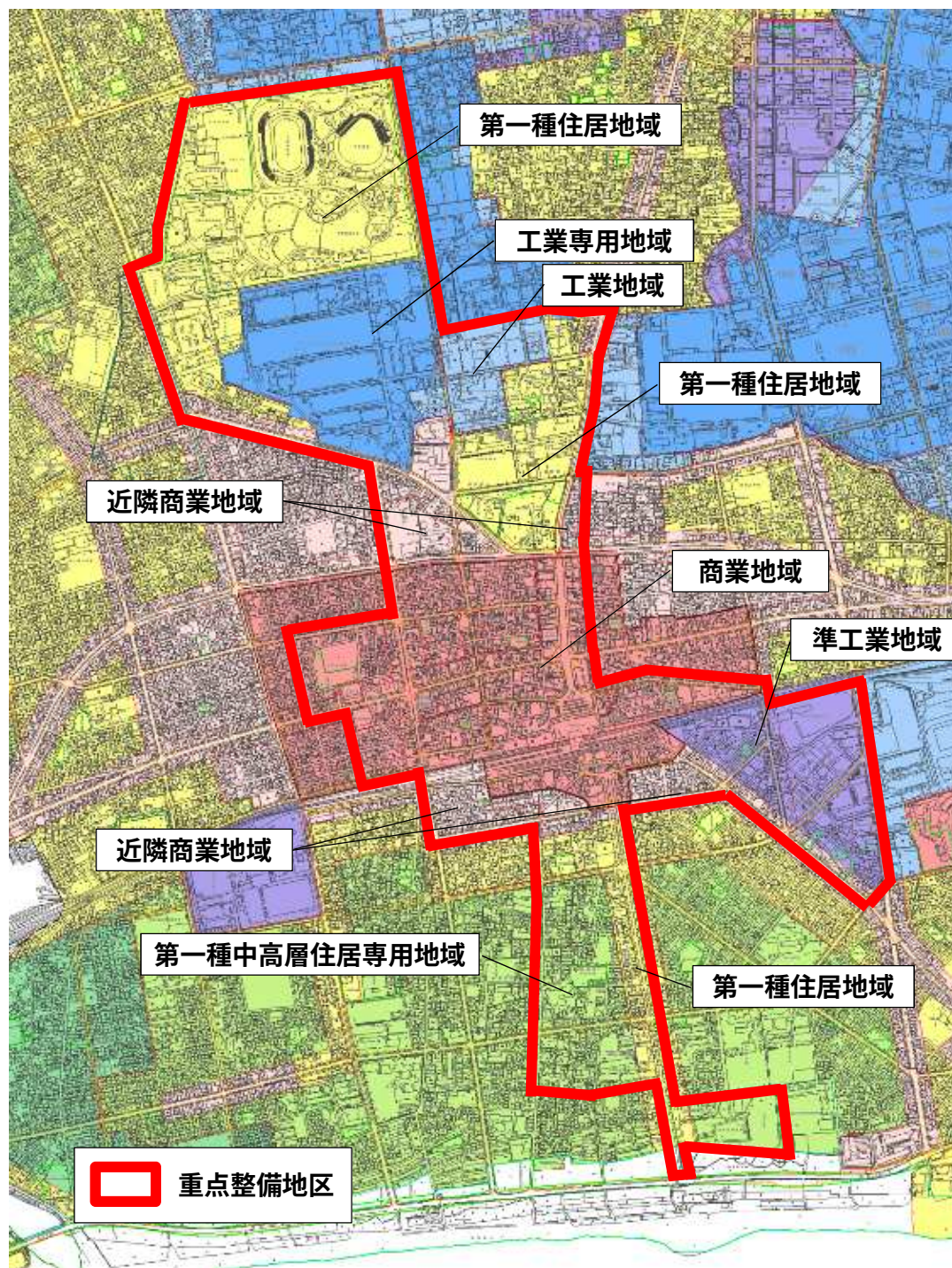


図 4-1 平塚駅周辺の都市計画図

(4) 特定旅客施設の現状

ア 特定旅客施設としての平塚駅

JR 平塚駅は、1日あたり約 12 万人の乗降客（乗車人員×2）であるので基本構想を作成することのできる旅客施設です。

表 4-1 JR 平塚駅の運輸状況

年 度	年間乗車人員総数 (千人)	一日平均乗車人員 (人)
平成 17 年度	21,258	58,200
平成 18 年度	21,540	59,000
平成 19 年度	22,123	60,400
平成 20 年度	22,147	60,700
平成 21 年度	21,997	60,300
平成 22 年度	21,884	60,000

(出典：平成 24 年版平塚市統計書)

イ 平塚駅の状況

平塚駅は、東西に 1 箇所ずつ改札口があり、それぞれが鉄道を南北に跨ぐ通路に接続しています。また、東口側の南北には駅前広場があります。

東口側の駅構内は、改札階とホームを結ぶ上り下りのエスカレーター、エレベーターが整備されています。

東口側の改札外には、改札階と北口、南口駅前広場との間に上りのエスカレーターがありますが、下りのエスカレーターはありません。また、北口側、南口側とも駅ビルのエレベーターを使って改札階と駅前広場間を移動できますが、両者とも利用時間に制約があります。

西口側の駅構内は、改札階とホームを結ぶ上り下りのエスカレーターはありませんが、エレベーターが整備されています。

西口側の改札外には、改札階と地上を結ぶ上り下りのエスカレーターはありませんが、西口自由通路の北側、南側にエレベーターが整備されています。

(5) バス・タクシーの現状

ア バスについて

平塚駅の1日当りのバス乗降客数(平日の平均、現金及びIC)は、北口で約37,000人、南口で約4,300人の計41,300人です(平成25年4月:神奈川中央交通(株)調べ)。平塚駅北口では63系統、平塚駅南口では7系統のバス路線が運行されています。

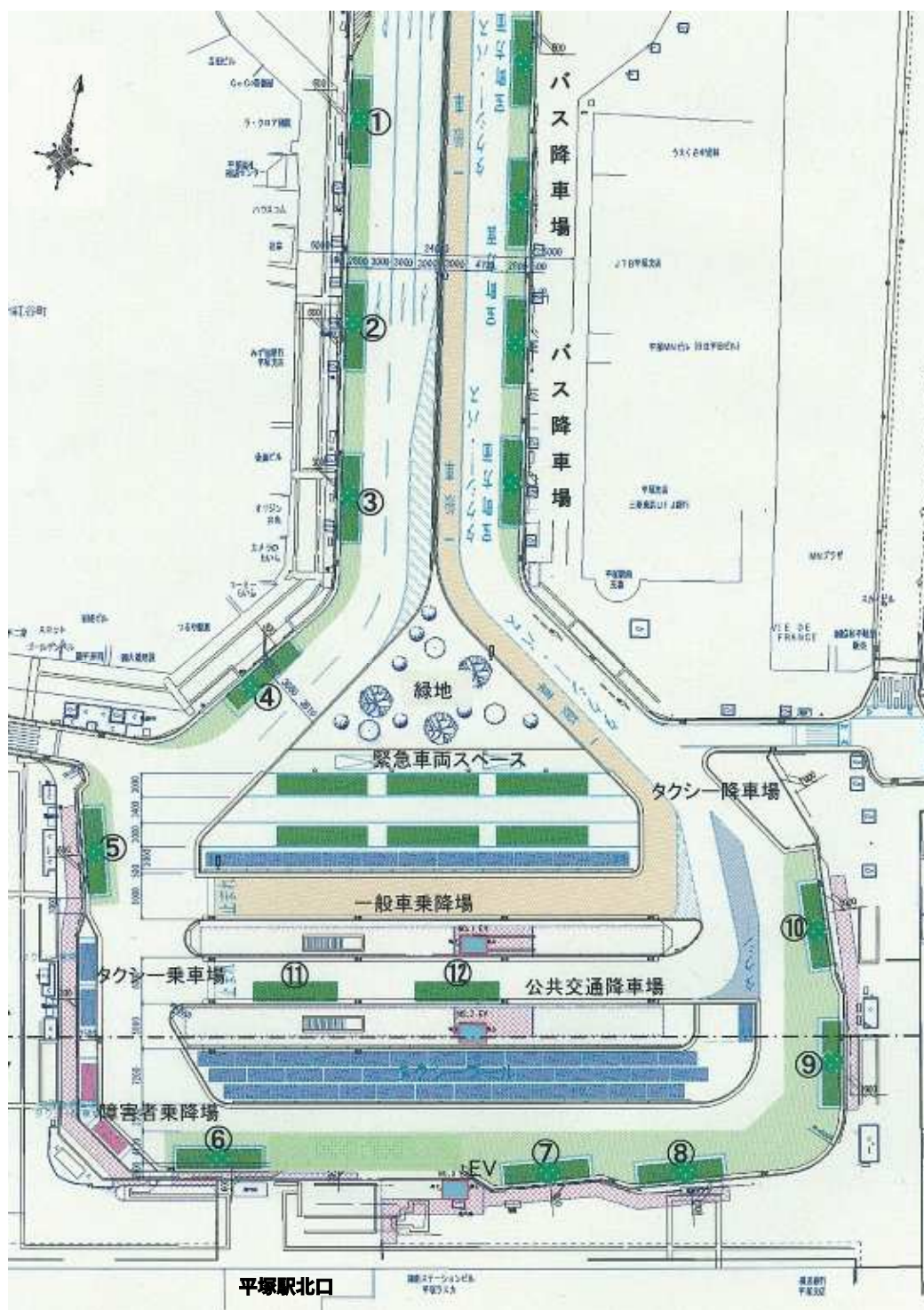


図 4-2 平塚駅北口のバス乗り場

表 4-2 バス車両の導入状況

年 度	ワンステップ車両	ノンステップ車両
平成 20 年度	5 両	5 両
平成 21 年度	9 両	4 両
平成 22 年度	18 両	5 両
平成 23 年度	6 両	7 両
平成 24 年度	9 両	6 両

(出典：神奈川中央交通（株）平塚営業所、（株）湘南神奈交バス平塚営業所)



【ノンステップ車両前部乗降口】



【ノンステップ車両中央乗降口】

イ タクシーについて

タクシーの許認可台数は、近年、減少傾向にありますが、福祉車両としてハンディキャブやウェルキャブ（リフト付等車両）も運行しております。

また、平成 23 年度から、通常営業の流し・駅構内営業をはじめ、空港送迎や観光・ゴルフなど多目的に利用できるUDタクシー（ユニバーサルデザインタクシー）※の導入が開始されています。

※UD タクシー（ユニバーサルデザインタクシー）とは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい"みんなにやさしい新しいタクシー車両"のことです。車内空間が広く、車いすスペース、乗降口ステップ、車いす用スロープや大きな荷物も収納できるスペースがあります。

表 4-3 タクシーの許認可台数及び輸送人員

年 度	車 両 数 (台)	輸 送 人 員 (人)
平成 17 年度	292	3,328,427
平成 18 年度	294	3,410,337
平成 19 年度	291	3,343,896
平成 20 年度	287	2,993,893
平成 21 年度	272	2,710,974
平成 22 年度	255	2,614,739

(出典：平成 24 年版平塚市統計書)

表 4-4 福祉車両、UD タクシーの導入状況（平成 25 年 3 月末時点）

社 名	ハンディーキャブ	ウェルキャブ	UD タクシー
神奈川中央交通(株)	－	－	2 台
神 田 交 通(株)	1 台	－	1 台
江 南 交 通(株)	2 台	－	2 台
相 模 中 央 交 通(株)	－	3 台	1 台
平 塚 交 通(株)	1 台	2 台	－

(出典：(社) 神奈川県タクシー協会相模支部平塚地区会調べ)



【UD タクシー車両後部】

（６）平塚駅周辺における放置自転車禁止地区の自転車、バイクの現状

平塚駅周辺の自転車・バイクの利用台数は、駅北口では、有料・無料自転車・バイク駐車場等の約10,000台、放置されている自転車・バイク約500台を合わせると10,500台の利用が想定されます。

駅南口では、有料自転車・バイク駐車場等の2,500台、有料自転車駐車場の定期待ちや放置されている自転車・バイク約400台を合わせると2,900台の利用が想定されます。

中でも、駅南口広場周辺に、主に買物客と思われる自転車が歩道上に置かれている状態が慢性的に続いています。（平成25年4月時点）

平塚市では、駅周辺に自転車等放置禁止区域を指定し、年間約7,000台の放置禁止区域内にある自転車やバイクを撤去するなどの対策により、放置自転車は減少傾向にはありますが、自転車等駐車場の不足などもあり、放置自転車の解消までには至っていないのが現状です。



図 4-3 自転車等放置禁止区域

4.2 バリアフリー研究会による点検調査

(1) まちの点検の目的

バリアフリー基本構想で位置付ける特定事業を検討する上で、市民の視点が重要になります。そこで、高齢者や障がい者等を含む市民の皆様の協力を得て、実際にまちを歩き現場を確認しながら、それぞれの立場で課題を調査することを目的とします。

(2) バリアフリー研究会の概要

ア 第1回 平塚市バリアフリー研究会

日 時 平成24年11月15日(木) 13時30分～16時

場 所 平塚市博物館 講堂

議 題 ・平塚市バリアフリー基本構想について
・研究会のスケジュールについて
・重点整備地区・特定経路について
・まちの点検について

イ 第2回 平塚市バリアフリー研究会 ～まちの点検～

日 時 平成24年11月29日(木) 13時～16時30分

場 所 八幡山公園～市民活動センター又は大原公民館

議 題 ・まちの点検
・点検のまとめ

ウ まちの点検ルート

ルート1 八幡山公園～大門通り～スターモール～平塚駅～市民活動センター

ルート2 八幡山公園～不動通り～駅東側地下道～村井弦斎公園～市民活動センター

ルート3 八幡山公園～文化公園～パイロット線～大原公民館

ルート4 八幡山公園～いちょう並木通り～伊勢原県道～大原公民館

点検方法 高齢者団体、障がい者団体等の各所属が混成するよう8名前後で班編成し、班ごとにまちを歩きながらバリアを確認した。
その後班ごとに点検結果をとりまとめ、課題点の整理を行った。

エ 研究会委員へのアンケート

まちの点検結果(写真付ルート図、結果一覧表)を送付するとともに、駅周辺等によく利用する施設及び徒歩利用経路について調査を行った。

オ バリアフリー研究会風景



まちの点検ルートの確認（第1回研究会）



歩道の障害物（電柱、自転車、商品）



歩道の障害物（自転車）



誘導ブロックの不連続



案内がわかりにくい



点検結果のとりまとめ

(3) まちの点検結果

①道路の問題点

【路面、勾配、幅員 等】
歩道に凸凹がある
勾配（縦方向、横方向）が悪い
歩道の幅が狭い
車道と歩道の段差が大きい
「歩行者優先」などの標示がほしい
歩道が滑りやすい
セーフティブロックがない
グレーチングの目が粗い、蓋の隙間が広い
歩車道の分離をした方がよい
植栽の背が高くて見えづらい
【誘導ブロック】
誘導ブロックが設置されていない、つながっていない
既設誘導ブロックの問題（複雑、色、設置ルール）
誘導ブロックの破損
【障害物】
障害物（看板、自転車、車両、商品、プランター等）がある
障害物（電柱、標識、車止め、カーブミラー）がある
【交差点・横断歩道】
音響式信号機がない
音響式信号機の音が小さい
横断歩道にエスコートラインがほしい
信号機がない
路面表示が消えかけている（止まれ、外側線）
押しボタンと点字が離れすぎている
夜間押しボタン式になることが案内されていない
青信号の時間が短い
【利用面】
歩道混雑時の配慮がほしい（自転車利用者）

②北口駅前広場の問題点

【利用面】
案内がわかりにくい（点字 広場案内、バス路線・運行状況、バス乗り場）
エスカレーターへの誘導が悪い

③施設の問題点

【バス停】
バス停のベンチの問題（破損、誘導ブロック上）
【生活関連施設】
歩道～施設入口の誘導ブロックがない
施設地内の背が高い植栽で、出庫車両からの視認性が悪い
【公園】
園路が凸凹
スロープの勾配が急
公園内の誘導ブロックがない
公園と道路の接続が悪い
公園内の階段の見切りがない
公衆電話ボックスの中で車いすが回転できない

④その他

【サイン】
地名案内に地図がほしい

（４）まちの点検結果から出された課題の整理

バリアフリー研究会で行った「まちの点検」で出された問題点から課題を設定し、各課題に対する対応者を次のように整理します。

課 題	対応者
歩道の構造を移動等円滑化基準に適合	道路管理者
不法占用物に対する道路管理者による取締り	
歩道の適切な維持管理	
自転車と歩行者の分離	道路管理者 交通管理者
信号機等を移動等円滑化基準に適合	交通管理者
ユニバーサルデザインを取り入れたサインの設置	関係事業者
公園施設を移動等円滑化基準に適合	公園管理者
生活関連施設を移動等円滑化基準に適合	施設管理者
歩行空間に商品、看板、自転車等を置かない	使用者（占有者）
自転車利用マナーの理解・遵守	自転車利用者
心のバリアフリーの理解・協力	全ての人

第5章 重点整備地区のバリアフリー化の方針

5.1 全体方針

重点整備地区は、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であり、高齢者や障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能をもたらすことにより、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区です。

バリアフリー化の先導的役割を持つ重点整備地区であることを考慮し、生活関連施設及び生活関連経路の整備を優先的に推進します。高齢者や障がい者等の移動や施設利用の状況を踏まえた優先度を考慮することにより段階的かつ継続的なバリアフリー化を推進するとともに、施設の改修等がある際には合わせて接する経路等の整備を行うことにより一体的なバリアフリー化を推進します。

(1) 生活関連施設のバリアフリー化の推進

バリアフリー新法の目的が生活関連施設及び施設間を結ぶ経路の移動円滑化となることから、その起終点となる生活関連施設の設定が重要になります。また、効率的で効果的なバリアフリー化を進めるため、高齢者、障がい者等の利用が多い施設について優先的に整備を推進します。

バリアフリー新法の対象となる施設の新設又は大規模な改良等を行う際には、移動等円滑化基準に適合した整備を推進します。また、既存施設については、移動等円滑化基準に適合するよう努めます。

表 5-1 生活関連施設

種 別	施設名
旅客施設	平塚駅
特別支援学校	平塚ろう学校
	平塚盲学校
医療施設	平塚共済病院
	ふれあい平塚ホスピタル
公共公益施設	平塚市役所
	平塚警察署
	神奈川県平塚合同庁舎
	平塚労働基準監督署
	平塚郵便局
	駅前市民窓口センター

種 別	施設名
公共公益施設	平塚年金事務所
	ひらつか市民活動センター
	平塚税務署
	ハローワーク平塚
	平塚商工会議所
文化・教育施設	平塚市美術館
	平塚市中央図書館
	平塚市博物館
	平塚市青少年会館
	平塚市教育会館
	中央公民館
	平塚市勤労会館
	子ども教育相談センター
	ひらつか市民プラザ
	旧横浜ゴム平塚製造所記念館
	平塚市民センター
健康・福祉施設	福祉会館
	こども発達支援室くれよん
	つどいの広場もこもこ
	港ベイサイドホール
	湘南シルバーガーデン
商業施設	梅屋
	ラスカ
	OSC 湘南シティ
都市公園	平塚市総合公園
	湘南海岸公園

順不同

(2) 生活関連経路のバリアフリー化の推進

生活関連経路は、重点整備地区内における生活関連施設相互間の経路です。生活関連経路の新設又は改築を行う際には、各施設設置管理者が定める移動等円滑化基準に適合した整備を推進します。生活関連施設間を結ぶ経路を基本に、高齢者、障がい者等の利用実態を考慮しバス停からのアクセスも踏まえ設定します。また、関係者間の連携により沿線施設の改修時に合わせた整備を行う等一体的なバリアフリー化を推進します。

表 5-2 生活関連経路

番号	路線名	区分	区間
1	国道 1 号	国道	宮の前交差点 ⇄ 崇善小学校東交差点
2	県道 61 号（平塚伊勢原）	県道	追分交差点 ⇄ 平塚ろう学校前交差点
3	県道 606 号（大島明石）	//	八幡宮前 ⇄ 平塚市総合公園
4	県道 607 号（平塚港平塚停車場）	//	平塚駅南口 ⇄ 長姫バス停前交差点
5	県道 608 号（平塚停車場袖ヶ浜）	//	平塚駅南口 ⇄ 平塚駅南口入口交差点
6	駅前大通り線	市道	平塚駅北口 ⇄ 宮の前交差点
7	駅前通り線	//	宮の前交差点 ⇄ 県合同庁舎前交差点
8	南町通東浅間線	//	平塚駅花水線 ⇄ 郵便局前交差点
9	海岸南中線	//	平塚駅花水線 ⇄ 市民プラザ前交差点
10	宝町通り線	//	平塚駅北口 ⇄ 須馬踏切
11	南町通り線	//	平塚駅北口 ⇄ 南町通東浅間線
12	東海道本通り線	//	MN プラザ ⇄ 市民センター
13	後谷八幡裏線	//	平塚市役所前交差点 ⇄ 郵便局前交差点
14	浅間町南原線	//	郵便局前交差点 ⇄ 追分交差点
15	浅間町 3 号線	//	県合同庁舎前交差点 ⇄ 平塚警察署入口交差点
16	平塚駅花水線	//	海岸南中線 ⇄ 南町通東浅間線
17	八重咲町袖ヶ浜線	//	平塚駅南口 ⇄ 須賀打越羽衣町線
18	須賀久領平塚中学校線	//	モータースクール前交差点 ⇄ 久領堤交差点
19	三島神社後谷線	//	須馬踏切 ⇄ モータースクール前交差点
20	追分 7 号線	//	大原交差点 ⇄ 平塚ろう学校前交差点



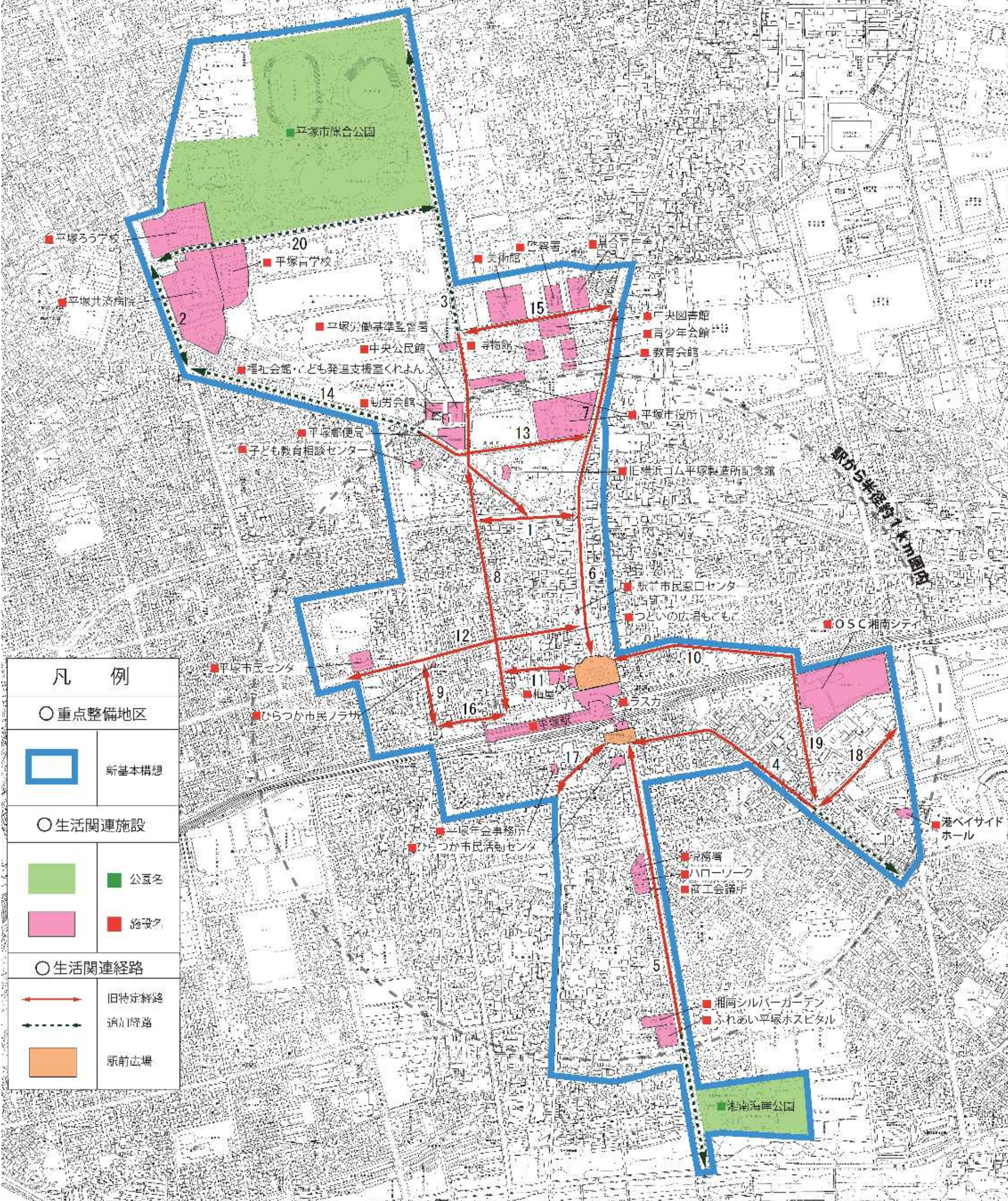
（３）公共交通機関のバリアフリー化の推進

重点整備地区内の移動円滑化を効果的に推進するため、公共交通機関の一体的なバリアフリー化を推進します。鉄道、バス、タクシー等のバリアフリー対応車両の導入促進をはじめ、駅前広場等の交通結節点での円滑な移動、乗り換えが図れるようエレベーター等によるバリアフリー経路の確保やユニバーサルデザインを取り入れた公共サインの設置等、誰にでもわかりやすい情報提供施設の整備を推進します。

（４）心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等が円滑に移動でき、施設を利用できるようにすることへの協力だけではなく、自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めることが、国民一人ひとりの責務であることを浸透させるため、様々な機会を活用した教育活動や啓発活動を推進します。

心のバリアフリーについて、理解（教育・啓発）、手助け（思いやり・サービス）、利用を妨げない（障害物を放置させない）、情報提供（早く正確に伝える）という４つを基本とし、個別方針や特定事業に組み入れることで心のバリアフリーを推進します。





5.2 個別方針

(1) 公共交通特定事業

ア 鉄道事業

交通バリアフリー基本構想に基づく特定事業が着実に推進されており、バリアフリー対応車両の導入、エレベーター、エスカレーター、トイレの案内設備及びホームへの内方線ブロックの設置等の事業が完了しています。

引き続き、ホームや通路等の適切な維持管理を行うことにより、誰でも安心して移動できる環境となるよう安全性の向上に努めます。

イ バス事業

交通バリアフリー基本構想の策定以降、代替車両は全て低床車両（ノンステップ・ワンステップ車両）としており、約 90%が低床車両となっています。また、乗務員の教育など移動等円滑化の取り組みを進めています。

引き続き、代替車両については、ノンステップ車両の導入を推進することやバス停の利用環境の向上に努めます。また、バス停では、バス利用者へ配慮した音声案内を推進します。

ウ タクシー事業

福祉タクシーの活用とともにUDタクシーの導入を推進することや介助資格等の取得によりサポート体制の充実を進めています。

引き続き、UDタクシーの導入を推進することや筆談対応等のサービスについて、情報共有し共通したサービスの提供を推進します。

エ 情報提供・案内

市や事業者間の連携のもと、駅前広場などの交通結節点を中心に、案内表示等の設置を推進します。他の交通手段への円滑な乗り換え・市街地への移動が図れるように、サイン等による情報提供を推進します。

新たに法の対象となった知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者の心理や行動の特徴を理解し、接遇教育を重ねることにより、案内や対応ができる係員を充実させることなど心のバリアフリーを推進します。

(2) 道路特定事業

交通バリアフリー基本構想で定めた特定事業は、個別的な段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備などにおいて一定の進捗を見ていますが、重点整備地区全体の移動等円滑化の実現には至っていない状況です。

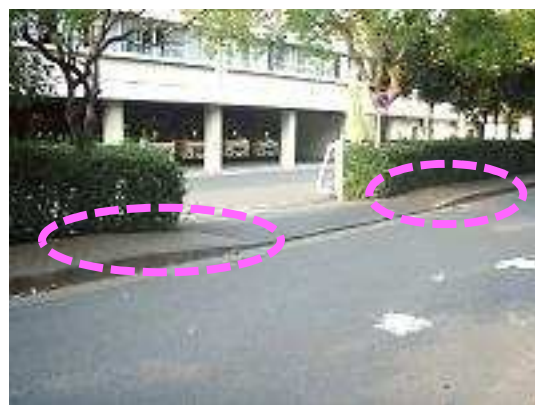
特定事業の実施にあたっては、歩道の段差改善、交差点巻き込み部の段差改善、側溝蓋等の構造改善、切り下げ部等のすりつけ勾配改善、視覚障害者誘導用ブロック設置等のバ

リアフリー整備を推進します。また、地域の一体的なバリアフリー化を図る視点から、関係者間の連携等により、その道路に接する施設との段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、バス利用者が円滑に乗降できる歩道の改善等に配慮し、高齢者や障がい者等の利用に関する意見等を踏まえた優先度等を考慮することにより、計画的かつ段階的なバリアフリー整備を推進します。

また、歩道上に置かれた商品や看板などの不法な占用物に対する指導、取締りを継続的に行うこと、工事中における迂回路等の適切な案内や誘導を行うことなど心のバリアフリーを推進します。



【交差点巻き込み部】



【切り下げ部】

(3) 路外駐車場特定事業

重点整備地区内には、バリアフリー新法施行後に届出された特定路外駐車場※はありません。

特定事業の実施にあたっては、車いす使用者駐車施設の設置及び駐車施設から道路等までの通路のバリアフリー整備を推進します。

※特定路外駐車場とは、駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。(道路法で規定する自動車駐車場、都市公園法で規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)

(4) 都市公園特定事業

都市公園移動等円滑化基準等に基づき、出入口・園路・駐車場のバリアフリー経路の確保や多機能トイレの環境整備において一定の進捗を見せていますが、重点整備地区全体の移動等円滑化の実現には至っていない状況です。

特定事業の実施にあたっては、出入口の改善、園路の改善、トイレの改善、駐車場の改善等のバリアフリー整備を推進します。高齢者や障がい者等の利用に関する意見等を踏まえた優先度等を考慮することにより、計画的かつ段階的に、安全で快適に利用しやすい公



園施設のバリアフリー整備を推進します。

（５）建築物特定事業

バリアフリー新法の対象である特別特定建築物においては、建築物移動等円滑化基準等に基づき、各建築主等が整備を進めてきましたが、重点整備地区全体の移動等円滑化の実現には至っていない状況です。

特定事業の実施にあたっては、移動等円滑化基準等に基づき、高齢者や障がい者等が安全で快適に利用できるように、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）も含めたバリアフリー整備を推進します。

また、施設の老朽化の状況や構造上の問題などから完全なバリアフリー化が困難な場合であっても、人によるサポートやサービスを充実させ、心のバリアフリーを推進します。

さらに、バリアフリー新法の対象とならない商店等へ、入口の段差や通路の幅等について、バリアフリー整備を推進いただけるよう働きかけます。

（６）交通安全特定事業

交通バリアフリー基本構想に基づく特定事業で、主要な経路上の信号機は順次音響式に改良され、標示・標識の高輝度化についても順次推進していますが、重点整備地区全体の移動等円滑化には至っていない状況です。

特定事業の実施にあたっては、交差点横断における安全性の確保のため音響式信号機等の更なる導入を推進します。また、違法駐車への対策、歩行者の安全性を損なう自転車利用に対する継続的なマナー啓発など安全な歩行空間の確保を推進します。

（７）その他の事業

ア 平塚駅周辺の移動円滑化

平成 21 年度に平塚駅北口駅前広場バリアフリー化事業が完了し、バス乗降場への移動が大幅に改善されました。エレベーター、バス停上屋、視覚障害者誘導用ブロック等が整備され、安全で快適に移動ができるようになりました。

引き続き、駅前広場と改札階とのバリアフリー経路の検討や平塚駅周辺の移動円滑化を図るとともに、情報提供・案内について、市や事業者間の連携のもと、交通結節点である駅前広場を中心に、案内表示等の設置を推進します。

イ 平塚駅周辺の駐輪対策事業

平成 23、24 年度において、駐輪場の新設等を行い収容台数の拡充を図るとともに、継続的なキャンペーン等による自転車利用マナーの向上を進めてきました。

引き続き、駐輪場の整備、警察署や交通安全協会等と連携した自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上、放置自転車撤去の徹底を推進します。

ウ 歩行者の安全対策

一部の区間等において、歩行者・自転車の通行帯区分や自転車専用レーン等の路面標示等による歩行者の安全対策が行われてきました。

引き続き、安全な歩行空間の創出について検討するとともに、歩行者、自転車の通行帯区分の検討を行い、歩行者の安全対策を推進します。

エ 心のバリアフリー

高齢者、障がい者等の疑似体験を取り入れた小中学生の総合学習の機会の提供、福祉ボランティア等の育成、様々なイベント等の機会を活用した心のバリアフリー啓発活動を進めてきました。

引き続き「高齢者、障がい者等に対する理解促進」、「高齢者、障がい者等の移動や施設の利用を妨げないこと」、「高齢者、障がい者等の移動や施設の利用の手助け」を心のバリアフリーの基本的な考えとし、庁内の取組みだけでなく、各特定事業者や商店等に対しても職員教育や広報活動等を通じた心のバリアフリーの推進について協力を求めます。

オ 公共サイン（公共空間に設置される主に歩行者を対象としたサイン）

平成 15 年度に「平塚市公共サインマニュアル（歩行者系公共サイン）」が策定されましたが、ユニバーサルデザインに対する高まりや社会状況の変化に対し、よりの確な対応をすべく、平成 24 年度に「平塚市公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン）」として改訂し定められています。

公共サインについては、駅周辺の総合的案内の不足や、目的地までの連続的な案内の不足、バス停など、駅から離れた場所での案内の不足などが指摘されています。

公共サインは、災害等における避難時にも重要な役割を持つものであり、必要な情報を多様な手段（文字、音声、点字、記号等）によって提供できるよう、関係者間の連携のもと、わかりやすい案内表示等の設置を推進します。

(8) 関連基準、ガイドライン等

生活関連施設及び関連経路等のバリアフリー化を実施する際に活用する基準やガイドライン、条例などを以下に整理します。

種別	項目	名称	所管 作成年月日
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
		移動円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
		神奈川県が管理する県道における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例	神奈川県【条例】 平成 25 年 1 月
		移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例	平塚市【条例】 平成 25 年 4 月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月
		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	神奈川県【条例】 平成 25 年 1 月
	路外駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成 18 年 12 月
	都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
		平塚市都市公園条例	平塚市【条例】 平成 25 年 4 月
移動等円滑化整備ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン [旅客施設編] [車両等編]	国土交通省 平成 25 年 6 月
	道路	道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成 24 年 3 月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 24 年 7 月
その他条例	建築物・公共交通・道路・公園	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	神奈川県 平成 25 年 1 月
	公共サイン	平塚市公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン）	平塚市 平成 24 年 8 月

第6章 特定事業及びその他の事業について

6.1 公共交通特定事業

(1) 鉄道事業（東日本旅客鉄道（株））

事業内容	
通路	ホーム上の柱等については、旅客流動に配慮して安全性の確保に努めます。
案内	筆談用具の設置、構内施設のバリアフリー対応状況等、利用者にとって必要な情報を提供します。
心のバリアフリー（理解、手助け）	研修などによる職員教育の実施により、サポート体制を充実し、利用環境の向上に努めます。

(2) バス事業（神奈川中央交通(株)、(株)湘南神奈交バス）

事業内容	
車両	全ての車両を順次「低床車両」に代替えます。
バス停	道路管理者等と連携し、バス停の利用環境の向上に努めます。
案内	車外用放送装置を活用し、音声による行き先等の案内を推進します。
心のバリアフリー（理解、手助け）	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。

※バス車両については、国で定める基本方針において、平成32年度までに約70%をノンステップ車両にすることを目標として推進することとなっています。

(3) タクシー事業

事業内容	
車両	UDタクシーを導入します。
心のバリアフリー（理解、手助け）	タクシー協会や個々のタクシー事業者間で、サービス等の情報を共有し、共通したサービスの提供を連携して推進します。 利用者への適切な接遇や車いす対応等について、介助資格等の取得推進や継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。

※タクシーについては、国で定める基本方針において、平成32年度までに福祉タクシー車両（UDタクシー含む）を全国で約28,000台導入することを目標として推進することとなっています。

6.2 道路特定事業

(1) 道路（国道）

管理者	図対番号	路線名	事業内容
国土交通省	1	国道 1 号	歩道橋の移動円滑化や交差点の平面横断経路の確保等により交差点のバリアフリー化を進めます。

(2) 道路（県道）

管理者	図対番号	路線名	事業内容
神奈川県	3	県道 606 号 (大島明石)	歩道の段差を改善します。
	5	県道 608 号 (平塚停車場袖ヶ浜)	視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。

(3) 道路（市道）

管理者	図対番号	路線名	事業内容
平塚市	6	駅前大通り線	交差点巻き込み部の段差を改善します。
			側溝蓋等は、杖等が落ち込まない構造に改善します。
	7	駅前通り線	交差点巻き込み部の段差を改善します。
			側溝蓋等は、杖等が落ち込まない構造に改善します。
	8	南町通東浅間線	交差点巻き込み部の段差を改善します。
			切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。
	9	海岸南中線	交差点巻き込み部の段差を改善します。
			視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。
	10	宝町通り線	交差点巻き込み部の段差を改善します。
			視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。
	11	南町通り線	交差点巻き込み部の段差を改善します。
			視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。
	12	東海道本通り線	交差点巻き込み部の段差を改善します。
	13	後谷八幡裏線	交差点巻き込み部の段差を改善します。
			切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。
	14	浅間町南原線	交差点巻き込み部の段差を改善します。

平塚市			切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。
	15	浅間町3号線	切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。
	16	平塚駅花水線	交差点巻き込み部の段差を改善します。
			切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。
			視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。
	17	八重咲町袖ヶ浜線	交差点巻き込み部の段差を改善します。
			視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。
	18	須賀久領平塚中学校線	視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。
	19	三島神社後谷線	切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。
	20	追分7号線	交差点巻き込み部の段差を改善します。
			切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。

(4) 道路（共通）

管理者	事業内容	
国土交通省・神奈川県・平塚市	維持・管理	平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、定期的な歩道の維持管理に努めます。
	設備	幅員等条件の合う歩道等へのベンチ等の休憩施設の設置を推進します。
	事業者間の連携	生活関連施設内と道路上の視覚障害者誘導用ブロックを結びます。
		バス事業者と連携し、バス停の利用環境の向上に努めます。
	心のバリアフリー（利用を妨げない）	歩道上の不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去を推進します。

※関連する自転車ネットワーク計画と整合を図り、自転車・歩行者の区分等により安全確保について努めます。

6.3 路外駐車場特定事業

路外駐車場移動等円滑化基準に適合した整備を推進します。車いす利用者用駐車施設を設けるとともに、道路等までの通路のバリアフリー整備を推進します。また、適正利用に関する表示を行う等により心のバリアフリー（理解）を推進します。

6.4 都市公園特定事業

公園名	事業内容
平塚市総合公園	出入口、園路、トイレ、駐車場等を改善します。
湘南海岸公園	出入口、園路、トイレ、駐車場等を改善します。

6.5 建築物特定事業

施設の新設や改修などに合わせて、建築物移動等円滑化基準に適合した整備を推進します。さらに、バリアフリー新法の対象とならない商店等へ、入口の段差や通路の幅等について、バリアフリー整備を推進いただけるよう働きかけます。

また、筆談用具の設置や誰にでもわかりやすい案内表示、利用者への適切な対応について心のバリアフリー（理解、手助け）を推進します。

6.6 交通安全特定事業

平塚警察署

事業内容	
交差点横断における安全性の確保	音響式信号機等の設置を推進します。
安全な歩行空間の確保	生活関連経路における違法駐車取締りを強化します。
	違法駐車防止や自転車利用マナー等の広報活動及び啓発活動を実施します。

6.7 その他の事業

事業内容	
平塚駅周辺の移動円滑化	駅前広場と改札階とのバリアフリー経路の確保を検討します。
	駅前広場等を結ぶ歩行空間の確保を検討します。
	案内情報施設の設置を推進します。
平塚駅周辺の駐輪対策	駐輪場の整備を推進します。
	自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を推進します。
	放置自転車の撤去を徹底します。
歩行者の安全対策	路面標示等による安全な歩行空間の創出を検討します。
	歩行者、自転車の通行帯区分を検討します。

心のバリアフリー (理解、手助け)	様々なイベント等の機会を活用した啓発を推進します。
	高齢者、障がい者等の疑似体験を取り入れた学習機会を提供します。
心のバリアフリー (理解、手助け、利 用を妨げない、情報 提供)	広報誌、機関誌等を活用した啓発を推進します。
	ホームページを活用したバリアフリー情報を提供します。
	バリアフリーマップを作成します。 (バリアフリー店舗の認定と表示)
	路上占有物(商品、看板等)防止のための啓発を推進します。
	商店等への啓発(接客対応等)を推進します。
	福祉ボランティアの育成を推進します。
公共サイン	駅前広場や公共施設等への案内表示等の設置を推進します。

第7章 基本構想の推進に向けて

7.1 特定事業計画の作成

施設設置管理者（公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等）及び公安委員会は、本構想に即して平成 26 年度中に特定事業計画を作成することとします。この特定事業計画を定めるにあたって、あらかじめ市及び関係する施設設置管理者の意見を聴くことが義務付けられていますので、事業者間において十分な調整を行う必要があります。また、高齢者、障がい者等をはじめ利用者の意見を聴くこと等により、それらが十分に反映されるよう努めるとともに、本構想の策定過程において、多くの方から寄せられた様々な意見を十分尊重して特定事業計画を作成することとします。

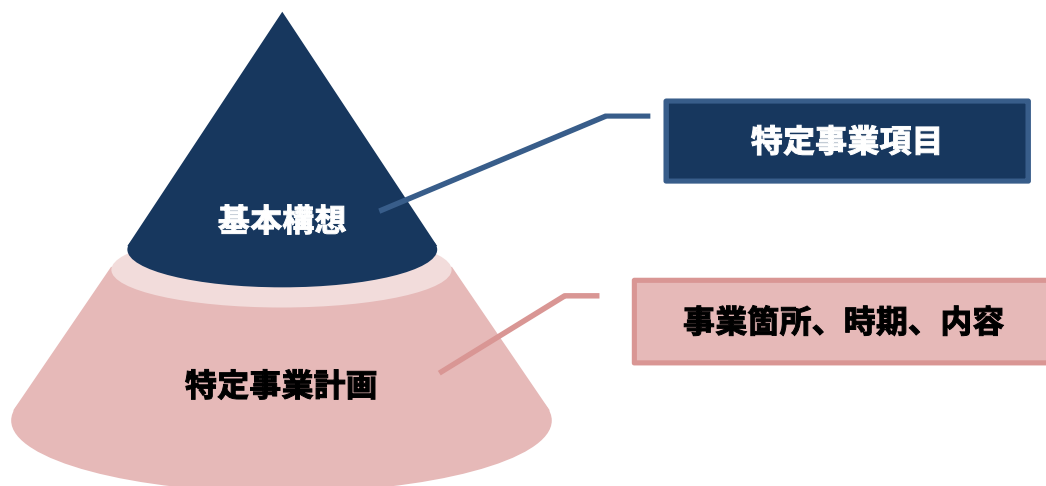


図 7-1 特定事業計画のイメージ

7.2 特定事業の実施

施設設置管理者は、個々が作成した特定事業計画に基づいた事業を実施することとなります。事業の実施にあたり、各事業者は、具体的な改善箇所や方法について、本市担当課と連携して必要な情報を公開するとともに、なるべく多くの方の意見が反映されるように努めることとします。

また、特定事業以外のその他の事業についても同様の方策をとります。

7.3 推進体制の整備

平塚市は、『(仮称) 平塚市バリアフリー推進協議会』を設置し、各事業者との連携強化と、事業の円滑な推進を図ります。この協議会は、バリアフリー化の推進のため、事業内容や進捗状況等を確認するとともに、必要に応じて「まちの点検」を行うことにより状況に合わせた事業計画の見直しを行い、確実な事業の進捗と段階的かつ継続的にバリアフリー化が発展（スパイラルアップ）していくよう進捗管理するとともに、事業の進捗状況等を市民に公表していきます。

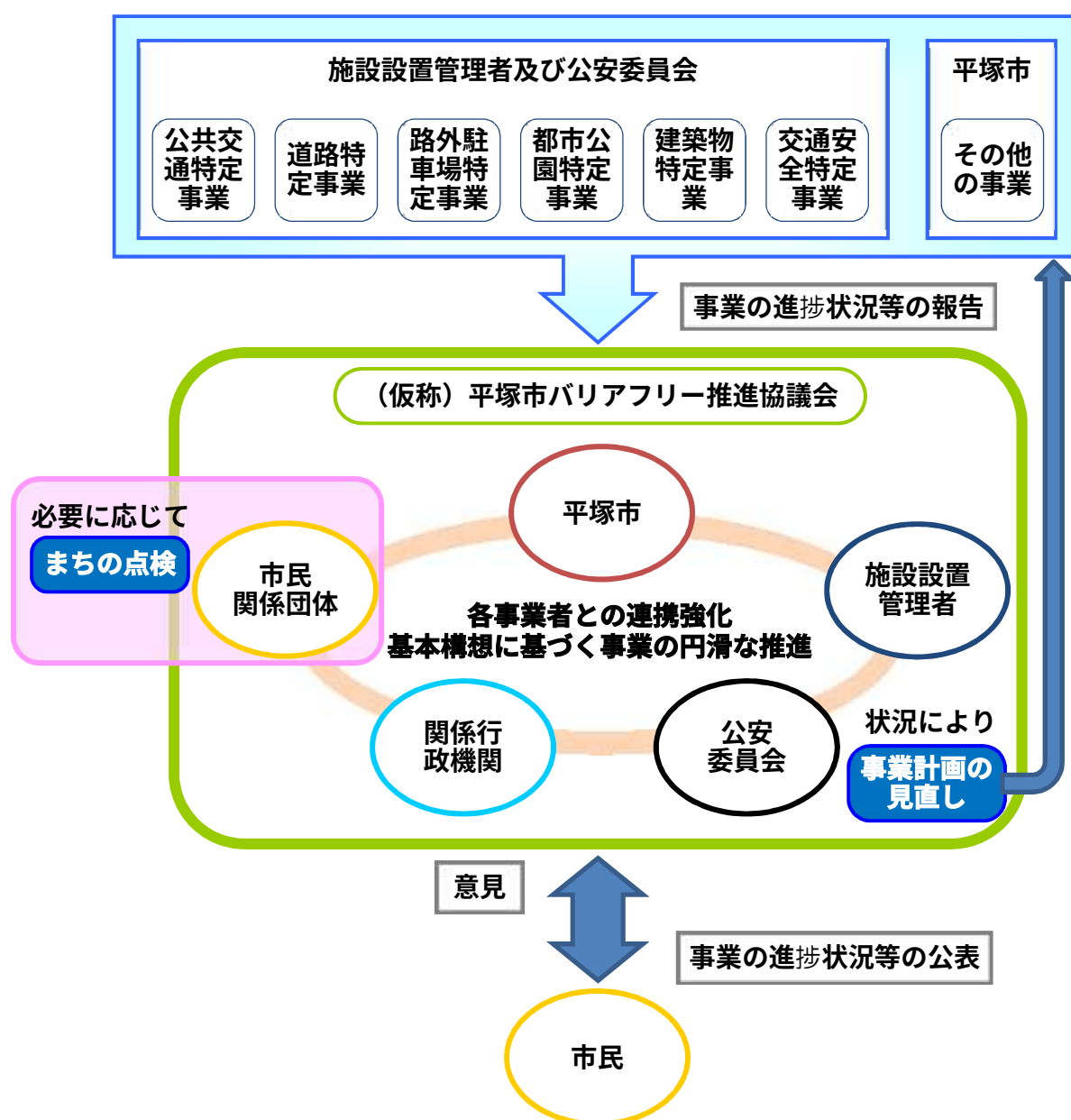


図 7-2 推進体制のイメージ

第8章 まちづくりへの展開

8.1 重点整備地区からの展開

バリアフリー新法では、新設等を行う一定の施設等には移動等円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みになっています。新しいまちづくりが行われる場合には、新設される一定の施設や道路等において、各種基準等に基づいた整備が進められることとなりますので、それらに合わせたバリアフリーへの配慮について、事業者等に働きかけてまいります。また、既存の一定の施設等についても努力義務が課せられております。施設設置管理者は、施設のバリアフリー化にあたって、重点整備地区内外を問わず、移動等円滑化基準に適合した整備に努めます。整備が困難な場合であっても、案内による情報提供等を充実させることにより、心のバリアフリーを推進します。

重点整備地区は、誰もが安心・快適に移動できるモデル的な地区として優先的に整備を進めます。重点整備地区におけるハード・ソフトが一体となった総合的な取り組みを推進していくことで、市域全体への様々なバリア解消の拡がりを目指します。

8.2 バリアフリーからまちづくりへ

基本構想により実施するハード面の整備と合わせて、この整備が生かされるようなソフト面でのバリアフリー化施策が重要です。

ソフト面の施策の充実には他の関連計画との調整も重要であり、高齢者、障がい者等への支援体制の整備、人材育成等において、また、地域での子育ての推進において等、他の計画や制度等について市民や各関係事業者、関係団体、行政が一体的に取り組む必要があります。ハード整備の取り組みだけでなく、高齢者、障がい者等が固有に抱える移動や施設利用に関する課題や子ども連れでの外出に関する課題等について、必要な支援等が求められるとともに、お互いの人権を尊重し、共助の考え方で高齢者、障がい者等を支えあう社会の必要性が求められています。

そのため、今後も、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人が地域の中で自立し、より充実した生活が得られるように、多様な意見を取り入れて取組みを改善・充実するとともに、広く一人ひとりの意識に「理解と協力」の必要性を浸透させることで、全ての人にやさしいまちづくりを進めます。



資料編

資料 1：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本方針（平成 23 年 3 月改正）の概要

<背景>

- 各種施設等のバリアフリー化に関する現行目標は平成22年末が期限
- 本格的高齢社会において、バリアフリー化された生活環境は国民生活に不可欠の重要な共通社会基盤。これまでの取組により、バリアフリー化は相当程度進展したが道半ばであり、引き続き着実な取組が必要



一. 移動等円滑化の意義及び目標

○ 移動等円滑化の意義

本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者・障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応

○ 移動等円滑化の目標

旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 ⇒別紙参照

二. 施設設置管理者が講ずべき措置

○ 適切な情報提供

視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨

○ 職員等の教育訓練

施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、PDCAサイクルの中でマニュアル整備や研修実施への高齢者・障害者等の意見反映や参画を推奨

三. 基本構想の指針

○ 重点整備地区における移動等円滑化の意義

- ・ 市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調
- ・ 作成した基本構想について、地域の高齢者・障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨

四. 移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

○ 国民の責務

国民が、高齢者・障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示

（出典：国土交通省ホームページ）

各施設等の整備目標について

別 紙

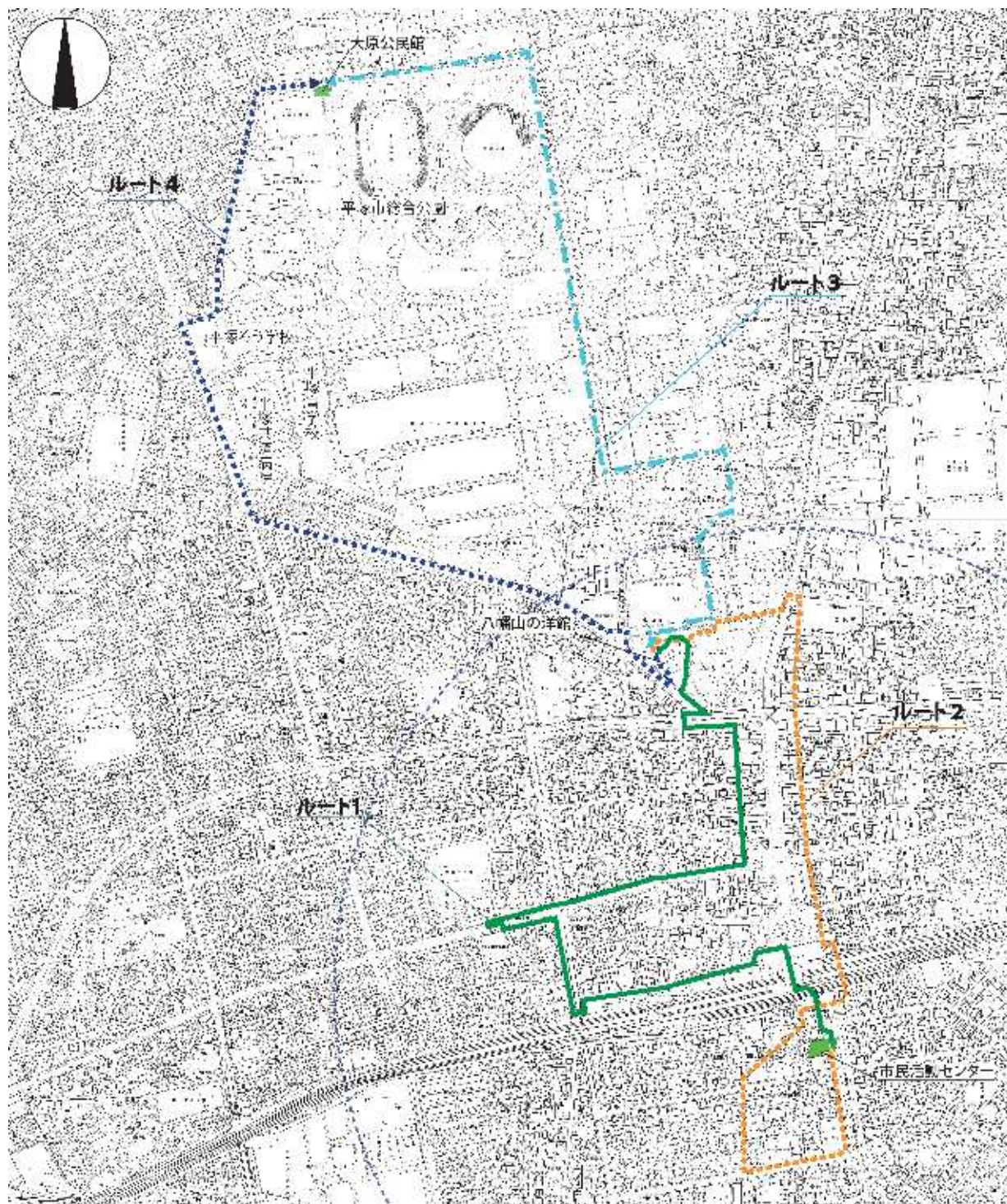
		現状 ^{※2} (H22年3月末)	現行の目標 (H23年末)	新たな目標案 (H32年度末)
鉄軌道	鉄軌道駅 ^{※1}	77%	原則100%	☐ 3000人以上を原則100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ☐ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・可動式ホーム柵	38路線 449駅	現行目標なし	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進
バス	鉄軌道車両	46%	約50%	約70%
	バスターミナル ^{※1}	88%	原則100%	☐ 3000人以上を原則100% ☐ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス	28%	約30%	約70% (ノンステップバスの目標については、対象から適用除外車両(リフト付きバス等)を除外)
	ノンステップバス リフト付きバス等	-	現行目標なし	約25%
船舶	旅客船ターミナル ^{※1}	100%	原則100%	☐ 3000人以上を原則100% ☐ 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ☐ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船	18%	約50%	☐ 約50% ☐ 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ☐ その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空旅客ターミナル ^{※1}	91%	原則100%	☐ 3000人以上を原則100% ☐ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機	70%	約65%	約90%
タクシー	福祉タクシー車両	11,165台	約18,000台	約28,000台
	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	78%	原則100%	原則100%
都市公園	移動等円滑化図路	46%	約45%	約60%
	駐車場	38%	約35%	約60%
臨外駐車場	便所	31%	約30%	約45%
	特定臨外駐車場	41%	約40%	約70%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物	47%	約50%	約60%
	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	92%	原則100%	原則100%

※1 現行の目標については1日平均利用者数5000人以上のもの対象

※2 旅客施設は設置済みの施設のみ。また、現状値の数値は一部推定値

(出典：国土交通省ホームページ)

資料２： 平塚市バリアフリー研究会 点検ルート及びアンケート結果



バリアフリー研究会委員へのアンケート結果

配布数31 回答数21

Q1：今回実施した「まちの点検」および「その結果」について意見、気付いた点

内容	場所	回答数
歩道がない（歩車分離が出来ていない）	不動通り、駅東口～西口	3
違法駐輪が邪魔になっている	不動通り、南口	3
点字ブロックの設置が不十分		3
歩道に障害物がある		3
平塚駅から離れるにつれてバリアフリー化が進んでいない印象があった。		2
点滅信号がある	不動通り	1
破損した点字ブロックがある	横浜ゴム前等	1
歩道の幅が不適切		1
歩道の勾配が不適切		1
歩道の拡幅のため既存の土地のセットバックも検討してほしい		1
スロープの勾配が急		1
一箇所に問題点が集中しているところがあった	ルート3	1
追分地下道の勾配が急であり、車いすの方が利用できない事について、事前に障がい者団体と協議が出来なかったのか。	追分地下道	1
自転車のマナーが悪い		1
歩道に段差がある	スターモール等	1
市民病院の点検がしたい		1
平塚養護学校の点検がしたい		1
湘南養護学校の点検がしたい		1

Q2：第1回、第2回研究会の感想

内容	回答数
研究会を通じて、障がい者の視点に立つことで再発見する要素があった	10
普段、意識していない場所でも実際に歩いてみると気付くことがあった	5
まち歩きはもう少し時間がほしかった	3
まち歩きはもう少し暖かい時期にやってほしかった。	2
健常者、障がい者の区別なく意見交換が出来て良かった	1
第1回研究会で図面を見ながらルート説明されていたが、分かりにくかった	1
研究会の趣旨に沿うならば、市の構想や見通しについて先に知識を得ることに抵抗を感じたが、同時にバリアフリーについて話を深めるためにはやむを得ないと感じた。	1
まち歩きは4ルートすべて回りたいかった。	1
幅広い委員構成は評価できる	1
基本構想の「交通」がとれユニバーサルデザインを意識した方向に進んだことがよかった。	1
まち歩きの範囲が広すぎた。	1
点検時の班員全員がルート周辺以外に居住していたため、問題点の洗い出しが難しかった。	1
事務局の準備等がよかった	1
ルート1に車いすの方がいなかったため意見集約が不十分だと感じた	1
視覚、肢体障がい者の方の意見が中心になってしまい他の観点で意見が言いにくかった。	1

Q3：平塚駅周辺等でよく利用する施設

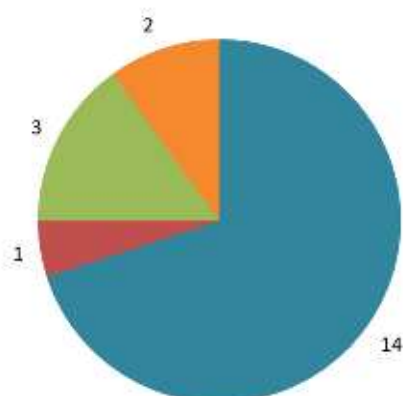
内容	回答数
ラスカ	14
市役所	12
総合公園	9
福祉会館	8
中央郵便局	8
中央公民館	8
市民プラザ	6
市民活動センター	5
図書館	4
平塚駅	4
市民センター	3
南口郵便局	2
横浜銀行	1
美術館	1
ハローワーク	1
グランドホテル神奈中	1
勤労会館	1
オリンピック	1
MNビル	1
JAビル	1

Q4：平塚駅周辺等で徒歩でよく利用する経路

経路、道路	回答数
平塚駅～高浜高校	5
紅谷町周辺	3
弦斎通り	2
平塚駅～市民活動センター	2
平塚駅～MNビル	2
MNビル前バス停～平塚駅	1
明石町周辺	1
平塚駅～オリンピック	1
国道129号	1
平塚駅～郵便局	1
総合公園外周	1
総合公園園路	1
図書館～市役所	1
福祉会館～市役所	1
平塚駅～ふれあいホスピタル	1
ふれあいホスピタル～オリンピック	1
MNビル～郵便局	1
郵便局～福祉会館	1
平塚駅～市役所	1
平塚駅～福祉会館	1
御殿～市役所	1
共済病院前～総合公園	1
平塚駅～市民センター	1
新仲通り	1

Q5：第1回研究会で提示した重点整備地区について

①今回配布した案の区域で良い	14
②もっと別の区域も追加した方がよい	1
③前回のままでよい（平成17年基本構想の区域）	3
④その他	0
無回答	2



資料3： まちづくり探偵団

まちづくり探偵団 実施要領

平成24年10月9日(火)

まちづくり探偵団～まちのバリアを調査せよ！！～

◎参加者：13組27名（大人13人 小学生14人）

1. 開会（福祉会館第2会議室）（13:00～13:20）

○開会のことば

○探偵団長あいさつ

・バリアフリーについての説明（社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会職員）

・バリアフリー基本構想についての説明（まちづくり政策課職員）



2. 福祉体験学習（福祉会館周辺）（13:25～15:35）

○2班に分かれ、各班が車いす体験・視覚障がい者誘導法体験を実施

・車いす体験

（社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会職員）

・視覚障がい者誘導法体験

（NPO法人ヒューマンライツライフ ビリーフ 代表丸山明子氏）



3. ぼくたち、わたしたちの意見書作成～発表（福祉会館第2会議室） （15:40～16:50）

○調査報告書の記入

○事前ミッションの結果発表～調査報告書の発表

○全員の意見の発表

4. ぼくたち、わたしたちの意見書の提出～閉会式（福祉会館第2会議室） （16:50～17:00）

○まちづくり政策課長へ意見書の提出

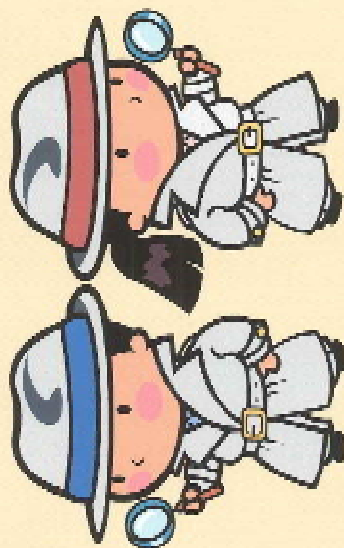
○認定証の交付

*アンケート用紙、筆記用具回収 ～ 終了



ぼくたち・わたしたちの意見 いけん	
団員番号1 遠藤 大也	団員番号9 宮崎 真由
団員番号2 遠藤 大也	団員番号10 関戸 悠翔
団員番号3 原田 昌尚	団員番号11 川 菜奈美
団員番号4 川原 巧介	団員番号12 伊とう 千浩
団員番号5 堀川 空一郎	団員番号13 空閑 優菜
団員番号6 土肥 圭太	団員番号14 原新 理夏
団員番号7 志高 颯	団員番号15 横井 七海

まちづくり探偵団



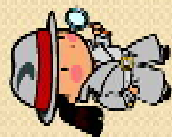
まちのバリアを調査せよ!!

調査報告

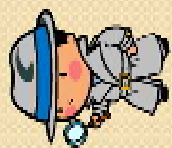
おとなにしか
できないこと

まとめ

- ・段差を少なく、スロープ、エレベーター
- ・道をたいらにする
- ・車から見えるようにする
- ・点字ブロックをわかりやすくする、ふやす
- ・階段の高さを少なく
- ・未来、ロボットに誘導してもらう



こどもでも
できること



- ・学校で勉強する
- ・声をかける
- ・手伝う
- ・放置自転車をやめる
- ・点字ブロックをよける
- ・場所、状況をおしえる(相手の立場になる)
- ・誘導の練習(歩くスピードをきく)

資料 4： 平塚市バリアフリー基本構想策定に係る主な取り組み経緯

1. 平塚市バリアフリー研究会

◆第1回 研究会（H24.11.15／平塚市博物館講堂）

参加者：研究会委員 28 名

内 容：重点整備地区・特定経路、まちの点検について

◆第2回 研究会（H24.11.29／八幡山公園～ひらつか市民活動センターまたは大原公民館）

参加者：研究会委員 31 名、平塚市（事務局を含む）13 名（合計 44 名）

内 容：まちの点検（現地点検調査）

◆第3回 研究会（H25. 7.23／平塚市役所 E 会議室）

参加者：研究会委員 23 名

内 容：基本構想策定に向けた検討経過、基本構想素案に対する意見の集約

◆平塚市バリアフリー研究会 委員

区 分	所 属		氏 名	氏 名
高齢者	平塚市老人クラブ連合会		月本 孝光	峰尾 淑子
			明石 カナ子	
障がい者	平塚市障害者団体連合会	視力障害者協会	龍崎 健雄	前田 美智子
		肢体障害者福祉協会	岡山 雅一	中村 勝子
		手をつなぐ育成会	鳥丸 よし	
		肢体不自由児者父母の会	竹内 順子	
		聴覚障害者協会	渡辺 千城	
		自閉症児者親の会	村井 由美	
	公益社団法人 日本オストミー協会神奈川支部		大村 美恵子	
子育ての者	平塚市民生委員児童委員協議会		高橋 國明	大谷 洋子
特別支援学校関係者	平塚盲学校		鈴木 剛	
	平塚ろう学校		山田 雅子（相田 善巳）	
	平塚養護学校		松尾 嘉次	
	湘南養護学校		橋爪 秀記	
公募市民			熊澤 晴子	遠藤 和子
			西野 由希子	山上 徳行
ボランティア	平塚点訳赤十字奉仕団		桑山 信子	
	さざ波		細川 春美	
	ひらつか災害ボランティアネットワーク		渡辺 豪	
その他	平塚市社会福祉協議会		竹澤 光史（遠藤 正人）	
	高浜高等学校	福祉教養コース	石黒 小雪	石渡 愛夏
			小澤 美寿	久保田 優
			松本 明莉	
市職員	平塚市役所	交通政策課（まちづくり政策課）	小林 岳（小山田 良弘）	

敬称 略 （ ）は前任者

平塚市バリアフリー研究会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市バリアフリー研究会の設置、運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 平塚市は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく基本構想の策定にあたり、高齢者や障害者をはじめ市民の意見を広く聴取するため、平塚市バリアフリー研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 研究会は、次に掲げる事項について、検討する。

- (1) 平塚駅及びその周辺等の移動経路等のバリアフリー化に関すること。
- (2) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

(研究会の構成員)

第4条 研究会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 高齢者
- (2) 障がい者
- (3) 子育ての者
- (4) 特別支援学校関係者
- (5) 公募市民
- (6) ボランティア
- (7) その他
- (8) 市職員

(座長及び副座長)

第5条 研究会に座長及び副座長を置き、座長にはまちづくり政策部交通政策課長をもって充てることとし、副座長には平塚市社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

2 座長は、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、まちづくり政策部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行し、平塚市バリアフリー基本構想が策定されたときは、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2. 平塚市バリアフリー基本構想検討協議会

◆第1回 検討協議会（H25. 1.29／平塚市中央公民館大会議室）

- 内 容：策定の趣旨について
 基本構想で定める事項について
 基本方針について
 重点整備地区の設定について
 重点整備地区の現状について

◆第2回 検討協議会（H25. 6.27／平塚市教育会館実技研究室）

- 内 容：重点整備地区のバリアフリー化の方針について
 特定事業及びその他の事業について
 基本構想の推進に向けて

◆第3回 検討協議会（H25. 8. 6／平塚市中央公民館大会議室）

- 内 容：平塚市バリアフリー基本構想（素案）について

◆第4回 検討協議会（H26. 1.20／平塚市中央公民館大会議室）

- 内 容：平塚市バリアフリー基本構想（案）について

◆平塚市バリアフリー基本構想検討協議会 委員

区 分	所 属	氏 名
施設設置管理者	横浜国道事務所	千野 啓次
	平塚土木事務所	池田 六大（福島 温）
	平塚市 道路管理課	荒川 薫（細谷 誠）
	平塚市 道路整備課	石井 利昌
	平塚市 みどり公園・水辺課	齊藤 義行
	平塚市 資産経営課	伊藤 良一
公安委員会関係者	平塚警察署	滝 鋭仁（佐塚 昌弘）
公共交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社	仲手川 仁志
	神奈川中央交通株式会社 運輸計画部	永山 輝彦
	株式会社湘南神奈交バス 平塚営業所	鈴木 伸
	（社）神奈川県タクシー協会相模支部	若林 孝則
高齢者	平塚市老人クラブ連合会	月本 孝光
障がい者	平塚市障がい者団体連合会	龍崎 健雄
子育ての者	平塚市民生委員児童委員協議会	大谷 洋子
特別支援学校関係者	神奈川県立平塚盲学校	鈴木 剛
公募市民		遠藤 和子
		山上 徳行
商業関係者	平塚市商店街連合会	常盤 卓嗣
	平塚商工会議所	栗野 裕（金谷 浩史）
自治会関係者	平塚市自治会連絡協議会	八田 厚生
関係行政機関	国土交通省 関東運輸局	池田 敏之
市職員	平塚市 まちづくり政策部	中村 正次（秦野 宏昭）
アドバイザー	日本福祉のまちづくり学会 会長	秋山 哲男

敬称 略 （ ）は前任者

平塚市バリアフリー基本構想検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市バリアフリー基本構想検討協議会の設置、運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 平塚市は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき基本構想の作成等に関し必要な事項を検討するため、平塚市バリアフリー基本構想検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 重点整備地区における移動等の円滑化に関する基本的な方針等に関すること。
- (2) 実施すべき特定事業及びその他の事業に関すること。
- (3) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 施設設置管理者
- (2) 神奈川県公安委員会関係者
- (3) 公共交通事業者
- (4) 高齢者（平塚市バリアフリー研究会から選出）
- (5) 障がい者（平塚市バリアフリー研究会から選出）
- (6) 子育ての者（平塚市バリアフリー研究会から選出）
- (7) 特別支援学校関係者（平塚市バリアフリー研究会から選出）
- (8) 公募市民（平塚市バリアフリー研究会から選出）
- (9) 商業関係者
- (10) 自治会関係者
- (11) 関係行政機関の職員
- (12) 市職員

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員長には交通政策担当部長をもって充てることとし、副委員長には自治会の代表者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことはできない。

3 協議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数をもって決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、まちづくり政策部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行し、平塚市バリアフリー基本構想が策定されたときは、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

3. 平塚市バリアフリー基本構想策定会議

◆第1回 策定会議（H24. 7.10）

内 容：策定の背景、策定体制、策定スケジュールについて

◆第2回 策定会議（H25. 2.20）

内 容：基本構想で定める事項、基本方針、重点整備地区の設定、現状について

◆第3回 策定会議（H25. 7.11）

内 容：重点整備地区のバリアフリー化の方針、特定事業及びその他の事業、基本構想の推進に向けてについて

◆第4回 策定会議（H25. 8.26）

内 容：平塚市バリアフリー基本構想（素案）について

◆第5回 策定会議（H26. 2.14）

内 容：平塚市バリアフリー基本構想（素案）に対するパブリックコメントについて
平塚市バリアフリー基本構想（案）について

（ワーキング部会）

◆第1回 策定会議ワーキング部会（H24. 8. 7）

内 容：策定の背景、策定体制、策定スケジュールについて

◆第2回 策定会議ワーキング部会（H24.10.16）

内 容：関連事業等、重点整備地区について

◆第3回 策定会議ワーキング部会（H25. 1.17）

内 容：基本構想の構成、基本方針、まちの点検、重点整備地区について

◆第4回 策定会議ワーキング部会（H25. 2.13）

内 容：基本方針、重点整備地区・生活関連経路、都市公園・建築物について

◆第5回 策定会議ワーキング部会（H25. 4.30）

内 容：バリアフリー化の方針、特定事業及びその他の事業について

◆第6回 策定会議ワーキング部会（H25. 7. 2）

内 容：重点整備地区のバリアフリー化の方針、特定事業及びその他の事業、基本構想の推進に向けて

◆第7回 策定会議ワーキング部会（H25.7.29）

内 容：平塚市バリアフリー基本構想（素案）について

◆第8回 策定会議ワーキング部会（H25.8.9）

内 容：平塚市バリアフリー基本構想（素案）について

◆第9回 策定会議ワーキング部会（H25.12.24）

内 容：平塚市バリアフリー基本構想（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

平塚市バリアフリー基本構想（案）について

◆第10回 策定会議ワーキング部会（H26.1.10）

内 容：平塚市バリアフリー基本構想（素案）に対するパブリックコメントについて
平塚市バリアフリー基本構想（案）について

◆第11回 策定会議ワーキング部会（H26.1.28）

内 容：平塚市バリアフリー基本構想（素案）に対するパブリックコメントについて
平塚市バリアフリー基本構想（案）について

平塚市バリアフリー基本構想策定会議設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、平塚市バリアフリー基本構想策定会議の設置、運営等に関し必要な事項を定める。

（設置）

第2条 平塚市は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき基本構想の案を作成するため、平塚市バリアフリー基本構想策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 策定会議は、平塚市バリアフリー基本構想検討協議会及び平塚市バリアフリー研究会の意見を参考にし、基本構想の案を作成するものとする。

（組織）

第4条 策定会議の構成員は、次に掲げる者とする。

副市長、企画政策部長、資産経営課長、産業振興部長、商業観光課長、福祉部長、福祉総務課長、高齢福祉課長、障がい福祉課長、健康・こども部長、保育課長、まちづくり政策部長、交通政策担当部長、まちづくり政策課長、交通政策課長、開発指導課長、建築指導課長、都市整備部長、都市整備課長、みどり公園・水辺課長、建築住宅課長、土木部長、土木総務課長、道路管理課長、道路整備課長、学校教育部長、教育施設課長

2 構成員の任期は、構想策定時（平成26年3月31日を目途）までとする。

3 策定会議における基本構想の案の作成を円滑に行うため、策定会議の下にワーキング部会を設置する。

4 ワーキング部会の構成員は、策定会議を構成する各課長が指名した者をもって充てる。

（座長及び副座長）

第5条 策定会議に座長及び副座長を置き、座長には副市長をもって充てることとし、副座



長には交通政策担当部長をもって充てる。

2 座長は、策定会議を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、まちづくり政策部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行し、平塚市バリアフリー基本構想が策定されたときは、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

平塚市バリアフリー基本構想

編集・発行 平塚市まちづくり政策部交通政策課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話 0463-23-1111（代表）

FAX 0463-23-9467

ホームページ <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp>